## 国道161号小松拡幅13工区環境影響評価方法書 滋賀県関係課意見に対する事業予定者の見解

資料1-5

	本日生ナル」と正常   本日生ナル」と正常   本日生 1 日本日本日初   意見(案)					
番号	項目	意見等を付した所属	意見等の内容	意見等に対する事業予定者見解	る兄(条)	
1	事業計画	森林政策課 森林保全課	事業計画策定の初期段階から地域住民等関係者に対し事業計画を周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮して下さい。	事業計画策定の初期段階から地域住民等関係者に対し事業計画を周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないよう十分配慮します。	1(1)	
2	事業計画	農政課	決定された山側バイパスルート帯には、高島市が農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定した農用地区域が含まれている。農用地区域は、長期的に農業上の利用を確保すべき土地とされていることから、今後、道路の位置および構造を決定していく過程においては、優良農地保全の観点からも、高島市農政担当部局の意見を十分に聞いて進めていただきたい。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、農地保全の観点から、 高島市の意見を十分に考慮します。	1(2)	
3	事業計画	農村振興課	当地は、棚田地域振興法に基づく、指定棚田地域(指定単位:旧村小松村)に2月に指定見込みの地域であり、地元の棚田保全会が棚田の保全を図る活動をされているため、計画に当たっては、地元の意向にご留意頂くようお願いします。	本事業は、当初琵琶湖岸での4車線化の計画であったものを、琵琶湖の 景観保全、白鬚神社を中心とする観光振興等を踏まえ、地域住民等の意 向も反映してトンネルルートに変更しております。農地保全や棚田保全に ついては、今後の詳細なルートや構造の検討にあたって、高島市の意見 を考慮しながら進めてまいります。	1(1), 1(2)	
4	事業計画	流域政策局	道路構造が大規模な盛土形式となる場合は、滋賀県流域治水の推進に関する条例第25条に基づき、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならないこととされていますので、留意願います。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、盛土構造を採用する場合、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮します。	1(2)	
5	事業計画	交通規制課	環境の保全に配意した計画とするにあたり、建設する道路線形が悪くなることがないように、将来的な構造を踏まえて環境保全に配意したものとしてください。(道路計画と環境保全のバランスに配意)また、慢性的な渋滞の発生による自動車の停止発進が多い路線とならないよう、計画に配意してください。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、将来的な構造を踏まえて環境保全に配意するとともに慢性的な渋滞の発生に留意した道路計画となるようバランスに配意します。	1(2)	
6	水環境	高島環境事務所	トンネル構造となることが想定される対象事業実施区域の地質は、主に 花崗岩質岩石により形成されており、トンネルの掘削によりふっ素を含む 地下水が流出する可能性があるため、工事の実施にあたってはモニタリン グと必要に応じた対応を実施してください。	事業実施段階において、地下水の監視等を行います。また、本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には必要に応じて検討を行います。	2(2)	
7	水環境 動物·植物·生態系	水産課	本方法書中の「3.2漁業権等」(方法書4-126)において琵琶湖漁業に関する記述はされていませんが、事業実施区域付近の琵琶湖では、アユ、ビワマス、ニゴロブナ、セタシジミなど重要魚介類を対象として、知事免許漁業である小型定置網(エリ)漁業(第2種共同漁業権)、知事許可漁業である刺網漁業、沖曳き網漁業、見引き網漁業、あゆ沖すくい網漁業など様々な漁業が営まれています。また、事業実施に当たっては、濁水等水産動植物に有害な物質の水域への漏せつがないよう措置をしていただく必要があります(令和2年11月27日改正滋賀県漁業調整規則第44条)。このことから、水質区分の予測、評価に当たっては、漁場環境保全や水産資源保護の観点からも考慮していただくようお願いします。なお、水産動植物に係る水質の目安として、公益社団法人日本水産資源保護協会発行の「水産用水基準(第8版)」の記述も参考にしてください。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、当該地域の特性も踏まえ、当該事業実施に伴う水の濁りについて、調査、予測、評価を行います。また、必要に応じて公益社団法人日本水産資源保護協会発行の「水産用水基準第8版」も参考とします。	1(2)	

8	動物・植物・生態系	森林政策課 森林保全課	開発予定区域は地域森林計画対象森林を含んでいます。 地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上 で極めて重要な役割を有する森林については、開発行為を極力避けるこ とや開発面積を可能な限り小さくすることを検討し、開発を行う場合にあっ ても、森林の機能を阻害しないよう十分留意して下さい。	今後の詳細なルートや構造の検討にあたっては、森林の改変面積を極力抑えた計画とすることを検討し、森林の機能を阻害しないよう十分留意します。	1(2)
9	動物·植物·生態系	森林政策課 森林保全課	第2節社会的状況の項目として、法令、条例等の規定により環境の保全を目的として指定された地域その他の対象および当該対象に係る規制の内容その他保全に関する施策の内容において、風致保安林のみが言及されているが、他の保安林種についても把握が必要です。		1(2)
10	動物・植物・生態系	水産課	現地調査を行うに当たり水産動植物を採捕する場合は、滋賀県漁業調整規則第46条に基づく特別採捕許可が必要であり、事前に滋賀県農政水産部水産課(漁政係)にご相談いただくようお願いします。	現地調査を行うにあたり水産動植物の採捕を伴う場合は、事前に滋賀県 農政水産部水産課漁政係に相談の上、滋賀県漁協調整規則第46条に基 づく特別採捕許可を取得して実施します。	3%
11	景観	都市計画課	【方法書4-97~104】 本件事業は、当初琵琶湖岸での4車線化の計画であったものを、琵琶湖の景観保全、白髭神社を中心とする観光振興等を踏まえ、地域住民等の意向も反映して、トンネルルートに変更するものであるため、この趣旨を十分に酌んでいただき、当該道路と琵琶湖、山並み、白髭神社、田畑、集落等が一体となった魅力的な景観が形成され、観光地としての価値の向上につながるよう、慎重かつ十分な景観影響調査および整備における景観配慮をお願いします。	本事業は、当初琵琶湖岸での4車線化の計画であったものを、琵琶湖の景観保全、白鬚神社を中心とする観光振興等を踏まえ、地域住民等の意向も反映してトンネルルートに変更しています。具体的なルート、道路構造および工事計画等の決定に当たっては、その経緯を踏まえて、高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所について、集落等からの対象事業実施区域およびその周辺の見え方等に配慮した構造等を検討します。	1(2)
12	景観	都市計画課	【方法書4-97~104】 関連する条例や行政計画の確認と、分析・対応をお願いします。 (大津市景観計画、高島市景観計画、滋賀県棚田地域振興計画など)	関連する条例や行政計画を踏まえて景観の検討を進めます。	2(4)
13	景観	都市計画課	【方法書4-98】 眺望点について、湖上の観光船等から見た琵琶湖や山並み、白髭神社 等を含む眺望景観も重要であるため、主要な眺望点に、観光船航路(湖上 の眺望点)を追加していただきたい。	観光船航路(湖上の眺望点)については、関係各課及び環境影響審査 会委員等の意見も踏まえて総合的に対応を検討します。	2(4)
14	景観	都市計画課	で、文化的・社会的構成要素も含めて改めて抽出し、景観資源の一覧に	文化的・社会的構成要素を踏まえて、「大溝の重要文化景観」及び「白鬚神社」を予測、評価できるよう眺望点を設定しています。 鵜川地区の棚田については、関係各課及び環境影響審査会委員等の意見も踏まえて総合的に対応を検討します。	
15	景観	都市計画課	【方法書6-24】 調査区域の適宜拡大は、判断の時期および内容を明確にされたい。	今後の知事意見並びに関係各課の協議結果等を踏まえて調査区域の 拡大が必要と考えられる場合については、準備書段階でその内容を記載 します。	1(3)
16	景観	都市計画課	【方法書6-24】 評価の手法について、回避又は低減される場合の予測評価にあたっては評価基準を明らかにされたい。(基準がないと評価そのものが困難と思われます。)	回避又は低減に係る評価については、滋賀県環境影響評価条例技術指 針に基づき行います。	1(3)

17	文化財	文化財保護課	環境影響評価方法書記載のとおり、事業予定地には重要文化的景観「大溝の水辺景観」をはじめ、国指定重要文化財、国登録有形文化財、県指定史跡、県指定有形文化財や高島市指定文化財、大津市指定文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地が多く存在しています。つきましては、その取り扱いについて、地元自治体の文化財主管課及び当課と事前に協議いただき、その保護策について配慮願います。	文化財の取り扱いについては、事前に地元自治体の文化財主管課及び 滋賀県文化財保護課と協議し、その保護策について配慮します。	1(2), 3 <u>*</u>
18	文化財	文化財保護課	6-27の表6-3(22)の「環境要素の区分」に、「有形の文化財」に加えて、「重要文化的景観」「埋蔵文化財」を追記するなど、有形文化財のほか、重要文化的景観や埋蔵文化財などについても対象として、適切に取り扱い願います。	文化財の調査、予測および評価にあたっては、「重要文化的景観」、「周知の埋蔵文化財」についても対象とし検討します。	2(6)
19	その他	モノづくり振興課		事業実施にあたっては、鉱業法の規定による試掘権・採掘権について、 近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に照会します。また、 鉱区が設定されている場合は、権利者と調整します。	3%

※:知事意見の段階で、「3 その他」として各種法令等を遵守と必要に応じた関係行政機関との協議に言及。